

埼玉県社会人サッカー連盟規約細則

- 1 この細則は埼玉県社会人サッカー連盟の運営にあたり必要事項を定める。
- 2 本連盟は規約第5条に基づき、次に掲げる県下の社会人サッカー競技団体を統括する。
 - (1) 各市町村サッカー協会所属の社会人チームの団体
 - (2) 市町村サッカー協会が未組織の市町村に存在する社会人チーム
- 3 前項2の社会人チームは次の各項のいずれかに属する。
 - (1) 関東社会人リーグ
 - (2) 埼玉県社会人リーグ
 - (3) 埼玉県社会人ブロックリーグ
- 4 第1種登録を有するチームは、次の条件を完備し、(公財)日本サッカー協会の登録の指定期間までに登録手続きを完了しなければならない。
 - (1) チーム所在地は埼玉県内であること。
 - (2) (公財)日本サッカー協会の資格を持つ審判員を3名以上登録していること。
- 5 前項4の社会人チームに所属する選手の第1種登録に関しては、以下の項目を厳守しなければならない。
 - (1) 単一のチームのみに登録していること。(二重登録の禁止)
 - (2) 移籍登録、追加登録は所定の手続きをとらなければならない。
- 6 前項5の社会人チームに所属する選手の試合出場に関する責任はそのチームが持つこととし、各大会の要項等に準ずる。
- 7 理事の選出については次の基準による。

各地区運営委員会	数名
県リーグ	若干名
関東リーグ	1名
学識経験者	若干名
- 8-1 本連盟規約第9章第24条の専門委員会は次のとおりとする。

- (1) 財務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 渉外、広報委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) フェアプレー・規律委員会

8-2 専門委員会の主たる業務は次のとおりとする他、理事会より諮問された事項とする。

(1) 財務委員会

- ア 本連盟の収支予算（案）及び決算（案）の作成に関する事。
- イ 本連盟の財産管理に関する事。
- ウ 本連盟の各事業に伴う予算の統制に関する事
- エ 経理に関する指導及び監督に関する事。
- オ その他財務及び経理に関する重要事項の審議・立案に関する事。

(2) 事業委員会

- ア 本連盟の主催及び主管する競技会の計画立案と実施に関する事。
- イ 開催依頼された競技会の実施に関する事。
- ウ 上部機関の開催する競技会、研修会等への役員、選手の派遣に関する事。
- エ 上部機関との業務提携等に関する事。
- オ 本連盟の業務推進向上施策に関する事。
- カ 他専門委員会の所轄業務に属さない業務に関する事。

(3) 渉外、広報委員会

- ア 本連盟と他連盟、協会等における交渉、連絡に関する事。
- イ 他連盟は、協会等が発行する広報誌の調査、研究に関する事。
- ウ ホームページに関する事。
- エ 各種大会の記録保存と整理に関する事。
- オ 本連盟の年表の作成及び史実の資料収集に関する事。

(4) 審判委員会

- ア 各種大会への審判割当及び審判活動に関する援助の実施に関する事。
- イ 審判技術研修並びに審判員の把握及び昇級試験受験者の推薦に関する事。
- ウ 競技規則の改正等における内容の指導、普及に関する事。
- エ 審判インストラクターの研修及び各種大会への派遣に関する事。

(5) 技術委員会

- ア 技術、用具等の調査、研究に関すること。
- イ 技術指導者の養成、研修に関すること。
- ウ 強化対策方針の策定に関すること。
- エ 強化対策に対する援助に関すること。

(6) フェアプレー・規律委員会

- ア 本委員会は上部サッカー協会等の基準にしたがい懲戒処分を行う権限を有す。
- イ 競技場内及びその周辺で発生したチーム及びその選手、役員の行動に関する懲罰事項の調査、審査、処分に関すること。
- ウ サッカー競技に対する世評の悪化防止に関すること。
- エ フェアプレーの推進に関すること。

8-3 専門委員会の組織と運営については以下のとおりとする。

- (1) 各種専門委員会には委員長、副委員長若干名及び委員をおくことができる。
- (2) 委員長は理事長の承認を受け委員会を招集し、運営し、業務を推進する。副委員長は委員長を補佐すると共に、事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 委員会の決定事項は理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

9 連盟事務局は連盟各部門及び各種大会の円滑な運営を図るための業務推進に努めるため下記事項を実施する他、理事会の諮問事項、理事長の指示事項を行うものとする。

- (1) 各種大会及び行事の準備、整理（予算、決算含む）に関すること。
- (2) 各種記録の整理、保管に関すること。
- (3) 県協会及び市町村協会事務局との連絡、調整（登録事務含む）に関すること。
- (4) 本連盟の予算案の作成及び決算の報告に関すること。
- (5) 本連盟の資産等の管理に関すること。
- (6) その他、連盟事務に関すること。

10 本規約細則は理事会の議決によらない限り、改廃することはできない。

附 則 本規約細則は、令和5年4月1日から施行する。